

『大和物語』 皇女婚姻考

山崎 正伸

『大和物語』には、皇女の恋愛や結婚に関わる章段が複数存在する。皇女の婚姻については、『律令』第五「継嗣令」第十三に、

4 凡そ王、親王を娶き、臣、五世の王を娶くこと聴せ。唯し五世の王は、親王を娶くこと得じ。⁽¹⁾

とある。そして、この規定によって理解すべき章段がある。内親王と二世の皇女源氏とは、異なるものがあるので、区別して記すと、宇多天皇皇女宇子内親王と清和天皇の一世の源氏である源長猷の子息喜種との恋愛章段（七六・七七・一一七段）、醍醐天皇皇女韶子内親王と陽成天皇の一世の源氏源清蔭の結婚に纏わる章段（一一・一二段）、醍醐天皇皇女雅子内親王と藤原敦忠の恋愛章段（九三段）、宇多天皇皇女源順子（順子という表記もあるが、拙論では順子を用いる）と藤原忠平との章段（九八段）などがある。舞台年時の古いものから確認していくと、

『大和物語』 九八段には、忠平室で実頼母の菅原君の一周忌の話が、

おなじおほきおとど、左の大臣の御母菅原の君かくれたまひにけり。御服はてたまひにけるころ、亭子の帝なむ、内に御消息聞えたまひて、色ゆるされたまける。さりければ、大臣いと清らに蘇芳がさねなど着たまひて、後の宮にまゐりたまうて、「院の御消息のいとうれしくはべりて、かく色ゆるされてはべること」など聞えたまふ。さて、よみたま

ひける。

ぬぐをのみ悲しと思ひしなき人のかたみの色はまたもありけり

とてなむ泣きたまひける。(そのほどは中弁になむものしたまひける。)⁽²⁾

とある。藤原忠平の結婚は、左大臣実頼母源順子とが最初であろう。順子についてであるが、本文を引用した『新編古典文学全集』頭注は、「三 順子。母が菅原道真の娘衍子であったため菅原の君といった。九二五年卒（↓前頁註二二）へ一二宇多天皇皇女順子。延長三年四月四日卒」五 喪に服すること。『はて』たころは延長四年(九三〇)四月のころ。」とする。しかし、前段には既に、右大臣師輔母源昭子の法事準備の一齣を語った章段がある。この章段については、昭子の一周忌とするが、五月一五日六七日を終えて、五月一八日七七四十九日の前とすべきであろう。六七日を終えて、四十九日の準備を急いでいた頃の話である。そして、延長三年四月四日は、昭子の没年時で、順子のではない。⁽³⁾

順子の没年時について、迫徹朗氏は、

忠平が禁色を許されたのは「中弁」の時だと明記してある。忠平が中弁になった記録がないからといって、この記事を衍文と見るのは誤りであって、単に「弁」とある鈴鹿本・御巫本を採るべきであろう。忠平は昌泰三年(九〇〇)五月十五日から延喜八年まで大弁であったから、その間に禁色を許されたと考えられるのである。(中略)思うに「菅原の君」の源順子は昌泰三年に実頼を生んだが、産後の日立ちが悪く、その後まもなく没したのではなからうか。九十八段で「菅原の君」を実頼一人の母の如く記したのも彼女の早逝を物語るものであろう。(中略)九十八段の「菅原の君」は宇多天皇と菅原道真の娘衍子との間に生まれた皇女順子で、順子は『古事談』によれば、忠平が大弁参議であった昌泰三年に嫁して、その年に実頼を生み、産後まもなく亡くなった。⁽⁴⁾

と、順子(順子)没年を昌泰三年頃とし、柿本獎氏も「実頼誕生の昌泰三年(九〇〇)末以後遠からぬときであろう。」⁽⁵⁾とす。しかし、森本茂氏は、「順子は、延長三年(九三〇)四月四日没(日本紀略・貞信公記)『評釈』は順子の享年を三十八歳く

四十二歳とする。時に忠平四十六歳。」⁽⁶⁾とし、今井源衛氏は、

その出生年次は不明だが、実頼を生んだのは昌泰元年(九〇〇)であるから、順子の出生は、実頼出産のときかりに一五歳と仮定しても八八六年となり、おそらくそれより二、三年は遡るであろう。八八六年には道真は四二歳で孫を見るに無理ではないが、さりとて、それよりも五歳以上遡らせる事は無理であろう。要するに順子の出生は元慶六(八三三年)仁和元(八三〇)年の間で、夫の忠平よりも二、三歳若い。その死は実頼を産んだ九〇〇年以後、少なくとも左大弁在任の九〇七年以前は確かであるが、迫氏は実頼出産後まもなくのことかとされる。⁽⁷⁾

と、源能有娘昭子四十九日(九七段)と、菅原道真孫源順子一周忌とが混同されているものが多い。そのことは、『後撰和歌集』の哀傷一四〇一番歌の、

七月ばかりに、左大臣のはは身まかりにける時に、おもひに侍りける

あひだ、きさいの宮より萩の花ををりてたまへりければ 太政大臣

をみなへしかれにしのべにすむ人はまづさく花をまたでとも見ず⁽⁸⁾

においても、片桐洋一氏は、「左大臣の母 後撰集成立時の左大臣である藤原実頼の母。つまり作者の太政大臣忠平の妻。尊卑分脈には右大臣源能有の娘の昭子とあるが、顕昭の勅撰和歌作者目録は宇多天皇皇女源順子とし、底本に加えられた定家の勘物は宇多天皇皇女源欣子とする。○後の宮 藤原穩子。太政大臣忠平の妹で朱雀・村上兩帝の母。」と注するように、延長三年四月四日没での認識である。⁽⁹⁾ 工藤重矩氏も、「一〈左大臣のはは〉実頼の母。源順子(欣子)。延長三年(九二五)四月四日左大臣(忠平)室家源氏卒(日本紀略)。二〈おもひ〉服喪。律令の規定で妻に対しては三月。三〈きさいのみや〉皇后穩子。忠平の同母妹。四〈太政大臣〉藤原忠平。実頼の父、順子の夫。五順子を寓す。枯るは死ぬ喩え。」⁽¹⁰⁾とする。

藤原実資室源惟正娘の死去が寛和二年(九六〇)五月八日(三〇歳)で、藤原永年娘との再婚が永祚元年(九六三)三月・四月(三三

歳)と推量される。婉子女王との結婚は、正暦四・五年(九三三・四)、実資(三七・三八歳)には以後の再婚は見られず、¹¹⁾寛仁元年(一〇七)に至って、七月二一日の条に「陰陽頭(推志)文高來、傳左府室(藤原暹女)家消息云、世間無常、旦暮難期、有一女子、所思万端、(件女子故右大臣道兼息女)欲與於余者、答云、染殿女御亡歿後深訓念不可儲室之事、無止人々雖有御消息所不承從」¹²⁾とあるのは、実資六一歳の言だが、染殿女御婉子女王薨去後は、三十代前半と違って、室を儲けることはしなかったようである。このようなことからすると、迫氏が、「順子は『古事談』によれば、忠平が大弁参議であつた昌泰三年(九〇〇)か、翌年延喜元年に実頼を生み、産後まもなく亡くなつた。」¹³⁾とされるように、順子没年を、実頼誕生時の昌泰三年(九〇〇)か、翌年延喜元年(忠平二〇歳)という推定は正しいと推量する。順子の一周忌で、後添えを心配した、姉温子の配慮に対する忠平の歌としては、工藤氏が補注で、

1401 第五句やや不審。天理本・承保本は「またくともみず」とある。「て」「く」の誤写とみて、「またく」で考えると、

「またく」は急ぐ・心はやるの意。「いつしかとまたく心をはぎにあげて天の川原を今日や渡らむ」(古今・誹諧歌・兼輔)は、「股ぐ」を掛ける。后宮から贈られた花は「萩」¹⁴⁾はぎ(脛)であるから、その掛詞で、「脛」「股ぐ」の戯れと解すことができよう。即ち、「真先に咲く萩の花を急いで見たいとも思わない」の意に、「脛(萩)を股ぐとも見ません」を掛ける。前掲の古今集を参考にすれば、妻(女郎花)が死んだ私は、外の女(真先に咲く萩の花)に急いで逢いたいとは思わないとの寓意もあろうか。¹⁴⁾

とされるのが、歌の本旨ではないだろうか。もとより、延長三年の室の薨去は、源昭子であつて、順子卒去時の後の宮は、『日本紀略』寛平九年(八九七)七月二六日の条に、「己亥。天皇御(光孝)南殿」。以(先皇)皇太后(孝)。為(皇太后)。從三位藤原朝臣温子為(宇多女御)二皇后。即日任(職官)。とあり、延喜七年(九〇七)六月七日の条に「壬子。皇太后藤原朝臣温子崩。年卅六。号(ママ三六)七条皇后」。天皇之繼母。又養母也。有警固事。」(一二頁)とある姉の温子である。そして、順子没後、延喜三年頃に能有娘昭子と再婚したものであろう。婚姻によって皇室との関係を深めると言うことは、政治的に重要なことで

あつた。そのことは、忠平と違つて、没後ではなく並行した婚姻関係だが、曾孫の道長は、『栄花物語』「さまざまのよろこび」に、

かかるほどに、三位中将殿、土御門の源氏の左大臣殿の、御女二所、嫡妻腹むかひばらに、いみじくかしづきたてまつりて、后がね思しきこえたまふを、いかなるたよりにか、この三位殿、この姫君をいかでと、心深う思ひきこえたまひて、気色だちきこえたまひけり。されどお大臣おとど、「あなもの狂ほし。ことのほかや。誰か、ただ今さやうに口わき黄ばみたるぬしたち、出し入れては見んとする」とて、ゆめに聞しめし入れぬを、母上例をむなの女をむなに似たまはず。いと心かしくくかどかどしくおはして、「などてか、ただこの君を婿にて見ざらん。時々物見などに出でて見るに、この君ただならず見ゆる君なり。ただわれにまかせたまへれかし。このこと悪しうやありける」と聞えたまへど、殿、すべてあべいことにもあらずと思いたり。¹⁶⁾

とあつて、宇多天皇皇子敦実親王息左大臣源雅信娘倫子との結婚は、永延元年(九七〇)道長二二歳倫子二四歳であり、いとど三位殿は思しわくるかたなう、水漏るまじげにて過ぎせ給ほどに、故村上の先帝の御はらからの十五の宮の姫君、いみじうかしづきたまへるは、源帥と聞えしが御弟姫君おとひめぎみをとりて養ひたてまつりたまひしなりけり。その姫君を后宮に迎へたてまつりたまひて、宮の御方とて、いみじうやむごとなくもてなしきこえたまふを、いづれの殿ばらもいかでいかでと思ひきこえたまへるなかにも、大納言殿は、例の御心の色めきはむつかしきまで思ひきこえたまへれば、宮の御前、さらにさらにあるまじきことに制しまうさせたまひけるを、この左京大夫殿、その御局の人によく語らひつきたまひて、さべきにやおはしけん、睦まじうなりたまひにければ、宮も、「この君はたはやすく人にもものなど言はぬ人なればあへなん」と、ゆるしきこえたまひて、さべきさまにもてなさせたまへば、わが御こころざしも思ひきこえたまふうちに、宮の御心用も憚り思されて、おろかならず思されつつありわたりたまふ。土御門の姫君は、ただならましよりはと思せど、おほかたの御心ざまいと心のどかに、おほどかに、もの若うて、わざと何かとも思されずなん。

(二五七・一五八頁)

とあって、醍醐天皇皇子源高明娘明子(盛明親王養女)との結婚は、永延二年(九六〇)道長二三歳明子二三歳?となる。忠平とその曾孫道長に見られる、一世源氏の娘との結婚によつて一家の繁栄が見られるのである。

この皇室との婚姻について、村上皇女までの事例を『本朝皇胤紹運録』に拠つて挙げると、

①源潔姫《嵯峨皇女》正三位忠仁公室染殿后母。母當麻氏〔頭〕文徳実録。斉衡三年(八五五)六月丙申。正三位源朝臣潔姫薨

②源礼子《光孝皇女》配伊與介連永〔頭〕要記。礼子。延木九年三月十八日卒

③源順子《順子》《宇多皇女》配貞信公〔頭〕紀略。延長三年(九五五)四月四日。左大臣室家源氏卒 ※紀略は誤り

④普子内親王《醍醐皇女》配三木源清平。後配和泉守俊連。母同修子。〔頭〕天曆元年(九七七)七月十一日。无品普子内親王薨。年三十八

⑤韶子内親王《醍醐皇女》賀齋。配大納言清蔭并河内守惟風等。母同常明。〔頭〕齋院記。韶子内親王。天元三年(九六〇)正月十八日薨(六三)

⑥靖子内親王《醍醐皇女》配師氏卿。母同克明〔頭〕要記。靖子。天曆四年十月十三日薨。三十六

⑦勤子内親王《醍醐皇女》四品。配師輔公母同時明〔頭〕天慶元年(九三六)外記日記。十一月五日。是日西剋。四品勤子内親王薨

⑧雅子内親王《醍醐皇女》齋宮。配九条殿恒徳公母。〔頭〕皇胤系図。雅子内親王。母源周子。要記雅子内親王。天曆八年(九五五)八月廿九日薨。四十五

⑨康子内親王《醍醐皇女》一品准三宮。配九条殿。仁義公母。母中宮穩子。〔頭〕紀略天徳元年(九五七)六月六日薨。

⑩保子内親王《村上皇女》配法興院殿母同致平。〔頭〕紀略。永延元年(九七〇)八月廿一日。保子内親王薨。年三十九(一七)

の一〇事例が検出される。皇女の婚姻について一通り確認してみよう。①の源潔姫は、『三代実録』貞観二十一年(八六九)二月七日の叔父當麻清雄の卒伝、

七日庚寅。從四位下行伊豫權守當麻真人清雄卒。清雄者。左京人也。祖從五位下吉嶋。父正六位上治田麿。清雄之姉爲嵯峨天皇之幸姫。生源朝臣潔姫。全姫二皇女。潔姫。是太政大臣忠仁公之室也。生太皇太后^{明子}。清雄。承和四年爲織部佑。尋歷安藝掾。諸陵助。仁壽三年授從五位下。天安之初拜圖書頭。二歲遷爲諸陵頭。同年爲圖書頭。

貞觀元年加從五位上。爲伊賀守。六年進正五位下。八年至從四位下。爲伊豫權守。卒時年七十六。⁽¹⁸⁾

に拠ると、嵯峨天皇の寵姫であつた當麻治田麿の娘は、清雄の姉の所生であつた。弟清雄から推量すると、嵯峨天皇より四・五歳若いくらいであろうか。その娘の潔姫も、嵯峨天皇の最愛の娘だったのであろう。『文徳実録』齊衡三年(八五五)六月二五日の潔姫薨伝に、

丙申^{廿五}。正三位源朝臣潔姫薨。潔姫者。嵯峨太上天皇之女也。母當麻氏。天皇選^レ智未^レ得^レ其人。太政大臣正一位藤原朝

臣良房弱冠之時。天皇悅^レ其風操超^レ倫。殊勅嫁^レ之。清和皇太后^{明子}即其長女也。潔姫性能^レ琵琶。頗可^レ賞翫。承和八年

十一月叙正四位下。仁壽元年十一月叙從三位。三年三月叙正三位。薨時。擇^{カケラ}賀樂岡白川地而爲葬地。⁽¹⁹⁾

とある。藤原良房の繁栄もまた、嵯峨天皇の愛娘一世の源氏潔姫を室としたところによるものである。

源礼子についてであるが、「配伊與介連永」とあつて、伊予国は、上国で、その介は、從六位上相当官である。⁽²⁰⁾ 前記二事例に比して、かなりの下位者と結婚している。これは、五五歳で即位した時康親王・光孝天皇の問題であらう。『三代実録』元慶八年(八八四)六月二日の条に、

二日辛卯。正四位下源朝臣是忠。无位源朝臣是貞。源朝臣国範・源朝臣諱。源朝臣香泉。源朝臣友貞。源朝臣遲子。源朝臣緩子。源朝臣麗子。源朝臣奇子。從三位源朝臣忠子。從四位下源朝臣簡子。无位源朝臣崇子。源朝臣連子。源朝臣綏子。源朝臣礼子。源朝臣最子。源朝臣偕子。源朝臣黙子。源朝臣是子。源朝臣並子。源朝臣爲子。源朝臣深子。源朝

臣周子。源朝臣密子、並是天皇皇子廿九人、依^二去四月十三日勅書^一。賜^レ姓隸^二左京一條^一。以^二近善^一爲^二戸頭^一。无位源朝臣舊鑿。源朝臣是貞。源朝臣國紀。源朝臣諱。源朝臣香泉。源朝臣友貞。從四位下源朝臣簡子。無位源朝臣遲子。源朝臣麗子。源朝臣奇子。源朝臣緩子。源朝臣崇子。源朝臣連子。源朝臣礼子。源朝臣綏子。源朝臣最子。源朝臣默子。源朝臣是子。源朝臣並子。源朝臣謙子。源朝臣爲子。源朝臣借子。源朝臣深子。源朝臣周子。源朝臣密子廿五人預^二時服月俸^一。僧空性亦是皇子。同預^二時服月俸^一。並頒^二下所司^一訖。²¹

と、竜潜期間が長かった関係か、皇胤子女も多く、また、伝記の不明な者も多い。連永は、『三代実録』仁和元年(八五〇)閏三月一九日の条に、「甲辰。授^二式部少丞(從六位上相当)^一正七位下藤原朝臣連永(從五位下)」とあり、その翌日「廿日乙巳。從五位下藤原朝臣連永爲^二大宰少貳^一」²²とあつて、大宰少貳は、正五位上相当官で²³、從五位下藤原朝臣連永としては優遇処置であつた。それは、時康親王皇娘礼子との結婚が行われていた結果と見て良いであろう。そうなれば、醍醐天皇更衣鮮子は、伊予介連永の娘ということよりも、光孝皇女源礼子の娘として入内し、代明親王・恭子内親王・婉子内親王・敏子内親王を生したということであろう。醍醐後宮には、班子女王所生の為子内親王が妃として入内し、光孝皇子源舊鑿の娘封子が更衣として入内して、克明親王・宣子内親王・靖子内親王を生んでいるように、祖父光孝天皇の突然の即位によるものとして、違例の事例とみるべきである。ともあれ、皇女源氏との結婚が、優遇繁栄に繋がることは同様である。

孚子内親王と源喜種との恋愛は、七六・七七・一一七段に語られる。七六段は、

桂のみこの御もとに、嘉種が来たりけるを、母御息所、聞きつけたまひて、門をささせたまうければ、夜ひと夜立ちわづらひて、かへるとて、「かく聞こへたまへ」とて、門のはさまよりいひいれける。

今宵こそ涙の川に入るちどりなきてかへると君は知らずや

と、喜種を孚子内親王の母が、門を閉めさせて邸内に入れなかつた話で、冒頭に示した『律令』『継嗣令』によって、婚姻が許されない相手として門を閉ざしたのである。年時がはっきりしないが、次の七七段が、

これもおなじみこに、おなじ男、

長き夜をあかしの浦に焼く塩のけふりは空に立ちやのぼらぬ

かくてしのびつつあひたまひけるほどに、院に八月十五夜せられるに、「まいりたまへ」とありければ、まゐりたまふに、院にてはあふまじければ、「せめて今宵はなまゐりたまひそ」とどめけり。されど、召しなりければ、えとどまらで、急ぎまゐりたまひければ、嘉種、

竹取がよよに泣きつとどめけむ君は君にと今宵しもゆく

とあつて、「院に八月十五夜せられる」が、『日本紀略』延喜九年閏八月一五日の条に「夜太上法皇召^{宇多}文人於亭子院」。令^レ賦^下月影浮^二秋池^一之詩上。」²⁴ とある時のことならば、寛平五年(九三三)頃生まれたと推定される宇子内親王は、一七歳ほどで、一七段に、

桂のみこ、嘉種に、

露しげみ草のたもとを枕にて君まつむしの音をのみぞなく

と見えるように、恋愛が進行していたものと推量される。しかし、結婚は無理であつた。『後撰和歌集』恋四に、

女五のみこに

忠房朝臣

八八〇 君がなの立つにとがなき身なりせばおほよそ人になしてみましや

返し

女五のみこ

八八一 たえぬると見ればあひぬる白雲のいとおほよそにおもはずもがな

藤原忠房と第五皇女との贈答歌がある。片桐氏は「宇多天皇第五皇女依子内親王か」²⁵ とし、工藤氏は、「女五のみこ成子内親王。宇多皇女。母未詳。皇胤紹運録の第五女は依子内親王にあたり、勅撰作者部類・底本勘物も依子内親王とするが、日本紀略天元元年(九七六)十二月条に『入道四品成子内親王薨、宇多院第五女』とあるのに拠る。依子は日本紀略承平六

年(六三)七月一日条に『依子内親王薨、宇多第七女』とある。⁽²⁶⁾とする。外の根拠となるものはなく、『日本紀略』寛平四年(六三)十二月の条に、「廿九日壬辰。以皇女柔子・君子為内親王。」とあり、宇多御子で、年齢と親王内親王宣下が解る敦実親王と依子内親王が、共に三歳であつて、それに合わせても特に年齢的なことによつても、成子・依子の先後を決するものではなく、『日本紀略』の記事に拠るしかない。どちらにしても、皇女との結婚は、許されるものではなかった。

醍醐天皇皇女韶子内親王と源清蔭の結婚に関わる一・一二段は

故源大納言の君、忠房のぬしのみむすめ東の方を、年ごろ思ひてすみたまひけるを、亭子院の若宮につきたてまつりたまひて、はなれたまうて、ほど経にけり。子どもなどありければ、言も絶えず、おなじ所になむすみたまひける。さて、よみたまへりける。

住の江の松ならなくに久しくも君と寝ぬ夜のなりにけるかな
とありければ、返し、

久しくはおもほえねども住の江の松やふたび生ひかはるらむ
となむありける。

おなじおとど、かの宮をえたてまつりたまひて、帝のあはせたてまつりたまへりけれど、はじめごろ、しのびて夜な夜な通ひたまひけるころ、歸りて、

あくといへばしづ心なき春の夜の夢とや君を夜のみは見む

とあつて、時系列で見れば、一二段が先である。醍醐天皇崩御が延長八年(六三)九月二十九日。韶子内親王齋院退下が同日。そして、宇多法皇崩御が承平元年(六三)七月十九日であるから、醍醐諒闇中の延長九年(六三)春のことであろう。韶子内親王を正室として迎えるに当たつて、藤原忠房の娘東の方と離婚していたと言ふことである。同居したままであるから、形式的な離婚と言ふことにならうか。清蔭の「住の江の」歌からすれば、清蔭は室から妾に変わったくらいの感覚か。しかし、室

だった東の方にしてみれば、「久しくは」歌どおり、妾という立場は認めがたいものであつただらう。『公卿補任』延長八年の条項を見ると、

摂政	正二位 藤忠平	51		参議	従三位 ×源 悦	75	正月八日薨
左大臣	正二位 藤忠平				正四位下 源清蔭	47	
右大臣	従二位 藤定方	56			正四位下 藤玄上		
大納言	正三位×藤清貫	64	六月二六日薨		正四位下 藤邦基	56	十二月十七日任中納言
	正三位 藤仲平	56			従四位上 藤扶幹	67	
	正三位 藤保忠	41	十二月十七日任		従四位上 橘公頼	54	
中納言	従三位 藤恒佐	51			従四位上 藤當幹	67	
	従三位 藤兼輔	54			従四位上 平伊望	50	中納言右大将惟範二男
	従三位 藤邦基	57			従四位上 平時望	54	中納言右大将惟範一男 ²⁷⁾

参議以上の者の中では、源清蔭しか内親王との結婚可能者として該当しないのである。また、清蔭は宇多院の院司といふことから、故藤原忠房が宇多法皇の寵臣だったということからも、このようなことができたのではないだろうか。清蔭元室東の方の立場からすれば、到底受け入れ難いことであつたであらう。二三段には、

陽成院の二のみこ、後蔭の中將のむすめに、年ごろすみたまひけるを、女五の宮をえたてまつりたまひてのち、さらにとひたまはざりければ、いまはおはしまじきなめりと、思ひ絶えて、いとあはれにてあたまへりけるに、いと久しくありて、思ひかけぬほどにおはしましたりければ、えものも聞こえて、にげて戸のうちに入りけり。かへりたまひて、みこ、朝に、「などか年ごろのことも申さむとてまうでたりしに、隠れたまひにし」とありければ、ことばはなくて、かくなむ。

せかなくに絶えと絶えにし山水のたれしのべとか声を聞かせむ

と、陽成天皇皇子元平親王が、宇多天皇第五皇女依子内親王との結婚によって、後蔭中納言の娘と疎遠になった話があつて、こちらにも、内親王降嫁に依つて形式的であつても離婚ということがあつたと理解して良いのではなからうか。

さて、ここで内親王が結婚に至らなかつた話を見てみよう。九三段に、雅子内親王と藤原敦忠の恋愛がある。

これもおなじ中納言、齋宮のみこを年ごろよばひたてまつりたまうて、今日明日あひなむとしけるほどに、伊勢の齋宮の御占にあひたまひにけり。「いふかひなくくちをし」と、思ひたまうけり。さてよみて奉りける。

伊勢の海千尋の浜にひろふとも今はかひなくおもほゆるかな

となむありける。

とあり、当該章段の話は『後撰和歌集』恋五、九二七番歌にも、

西四条の齋宮まだみこにものし給ひし時、心ざしありておもふ事侍

りけるあひだに、齋宮にさだまりたまひにければ、そのあくるあし

たにさか木の枝にさしてさしおかせ侍りける　あつただの朝臣

伊勢の海のちひろのはまにひろふとも今は何てふかひかあるべき

とある。西四条齋宮雅子内親王と藤原敦忠の恋愛である。雅子内親王の齋宮卜定は承平元年(九三三)二月二五日であるから、敦忠は従五位上左近権少将時代である。雅子内親王は、醍醐天皇更衣源周子が承平五年(九三五)冬に卒したので齋宮を退下している。この年、雅子内親王は、二六歳、敦忠は、従四位下藏人頭左近権中将で三〇歳であつた。しかし、雅子内親王と結婚したのは、藤原師輔である。師輔は、雅子内親王の前に、同母姉の勤子内親王と結婚し、勤子内親王薨後は雅子内親王と、雅子内親王薨後は、北宮康子内親王と結婚している。師輔は、臣下として初めて内親王と結婚した。それも、三人の内親王との結婚であつた。そのあたりのことを、確認してみよう。勤子内親王との結婚は、『貫之集』七一六番歌に、

宰相中将の四条のみやにすみはじめ給ふにまうでて、事のついでありてよめる

ものごとに影水底にうつれども千年の松ぞまつはみえける

とあり、前の七一三番歌詞書は、「延長八年とさの国にくだりて。承平五年に京にのぼりて、左大臣殿しらかは殿におはします御ともにもうでたるに、歌つかうまつれとあればよめる」とあつて、承平五年(五五)二月一六日の帰京後のことで、七一四番歌詞書は「つねすけの中納言のあふぎあはせのうた」とあつて、藤原恒佐の中納言時代は、延喜二三年一月二二日から承平三年(五三)二月一二日の間のことで、『貫之集』第六の配列が、ほぼ年時順になっていることと矛盾するようだが、西本願寺本には「大納言」とあつて、大納言であれば、承平三年二月一三日から承平七年(五七)一月二三日に右大臣に任ぜられた間のこととなつて、配列に問題はない。次の七一七番歌の詞書は、「承平五年十二月、左衛門のかうのとのを」とこ女君たち元服し、もき給ふ夜よめる」とあつて、『吏部王記』承平五年一二月に、「二日、至左衛門督家、依一男二女元服也云々」²⁸⁾とある藤原実頼の息子敦敏の元服、長女慶子と次女某女の裳着の屏風と知られる。師輔が宰相中将と呼称されるのは、延長九年(五三)三月一三日に右近権中将に任ぜられて、承平五年二月二三日に参議に任ぜられてからのことである。勤子内親王と師輔の結婚は、承平五年に参議になつてからのことと推定される。師輔は延長二年(五四)七月一五日に一男伊尹が生まれているので、藤原邦経娘盛子との結婚は、それ以前であり、勤子内親王降嫁には、源清蔭が忠房娘東の方と離婚後も同居していたように、形式上は盛子とは離婚したことにしていただろうか。

承平五年の公卿を『公卿補任』によつて掲示すると、

摂政・左大臣	従一位	藤忠平	56	参議	正四位下	源清蔭	52
右大臣	正三位	藤仲平	61		正四位下	源是茂	51
大納言	正三位	藤保忠	46		正四位下	藤伊衡	60
	正三位	藤恒佐	56		正四位下	橘公頼	59

中納言	從三位	藤扶幹	72	正四位下	藤当幹	72
	從三位	平伊望	55	正四位下	平時望	59
	從三位	藤実頼	36	從四位上	紀淑光	67
				從四位下	藤師輔	28 ⁽²⁹⁾

と、求愛していた師輔以外は該当する対象者はいなかった。勤子内親王と盛子とが妻妾位置関係がどういうものであったかについて、具体的な証左となる資料は見出していない。工藤氏は、勤子内親王を「妾」とする。その根拠としては、

勤子内親王は師輔の「つま」として、如何なる存在だったのだろうか。本朝皇胤紹運録には「配師輔公」とあり、日本紀略天慶元年(九三〇)十一月五日の薨去の記事には「中納言師輔室」とあり、師輔は四十九日の追善法要も行っている。九曆には「同八年十二月廿四日、荷前の事有り、故勤子内親王の喪に遭ひての後、未だ例に随はず、加ふるに上臈の公卿、数々参仕するに依り、闕怠有ること無しと云々、仍て使役に参仕せず」(大日本古記録九九頁)とある。勤子内親王が師輔に配され、社会的にもそれが任地されていたのは慥かである。だがおそらく師輔は勤子内親王の喪には服していない。行事不参の理由説明の「未随例」は通例の勤務に復帰していないの意。「加以、上臈公卿、……仍不参仕使役」は場合によつては参仕する事も有り得る言い方である。だから正式な形では喪に服していない。⁽³⁰⁾

と服喪によつて証明されている。荷前使いについては、『九曆』の天慶七年(九四四)閏一二月二日の条に、「使参議以上八人也、而参入四人」(藤原実頼・藤原頼忠・藤原元方・藤原忠文)とあり、天曆元年(九四七)一二月一六日の条には、「使参議以上八人之中申障之者五人、中納言顯忠卿・元方卿・権中納言高明卿・参議保平朝臣等」(二〇四頁)とある。師輔は承平五年二月二三日に参議に任ぜられて、その年の荷前には、

承平五年十二月廿五日、乙酉、有荷前事、依當殊固之身忌、閉門戸也、巳時召使來云、大外記清方仰云、使参議以上多申障不参、早可参入者、依殊固忌、稱罷去他處之由不参入、前日大閤仰云、故高階忠岑真人云、物忌日者不可参向神

社及山稜、是古人所傳也云々、彼真人能習陰陽之道、知如此事之者也者、承此仰之後、所障尤多、仍不參入耳⁽³¹⁾
とあって、物忌の理由で不参としている。この年は、大納言から参議まで一三人で、その多くが障を申したのだろう。翌承平六年の荷前は、師輔は後山階陵（醍醐天皇）への使となつてゐる。そして問題の天慶元年（九三〇）は、

同八年十二月廿四日、丁酉、有荷前事、遭故勤子内親王喪之後未随例、加以上臈公卿依數參仕、無有闕怠云々、仍不奉
仕使役、⁽³²⁾

とある。この年の公卿は、大納言藤原扶幹が五月五日に薨じ、中納言平時望が三月二五日に薨じ、参議藤原伊衡が一二月一七日に薨じており、七人を超えて六月二三日に権中納言となつた師輔を外すと、大納言平伊望・中納言藤原実頼・参議橘公頼・源清蔭・藤原当幹・源是茂・紀淑光・藤原顕忠の八人の誰もが「障を申さず」ということだったのだろうか。『九曆』の「大臣家大饗」天慶二年（九三〇）の条に、「己亥、正月四日、丙午、天晴、宗長參^(藤原仲平)殿、巳時渡給東院、大閣下自去冬頗有惱給、仍不出給客亭、左大臣御病後未被随例、以民部卿大納言尊者」⁽³³⁾とあって、病氣の理由をもって通常業務に従事しないというのであるから、やはりここは、『大日本史料』頭注「師輔妻ノ喪ニ依リテ奉仕セズ」⁽³⁴⁾、『大日本古記録』の頭注「師輔妻ノ喪ニヨリ荷前使ヲ奉仕セズ」という理解で良いのではないだろうか。「妾妻」扱いだつたのか。または、盛子が源清蔭離婚妻のような扱いだつたのかは、不明である。また検討の余地が残されている。師輔の結婚を中心に敦忠の恋愛と合わせて表示すると、

右の表のようになる。『後撰和歌集』哀傷には、勤子内親王を悼む一三九二・一三九三の贈答歌、

女四のみこのふみの侍りけるに、かきつけて内侍のかみに 右大臣

たねもなき花だにちらぬやどもあるをなどかかたみのこだになからん

返し

内侍のかみ

結びおきしたねならねどもみるからにいとど忍の草をつむかな

がある。これに抛れば、勤子内親王との間には子がなかった。そして、『後撰和歌集』慶賀の一三八四番歌には、

西四条のみこの家の山にて、女四のみこのもとに

右大臣

なみたてる松の緑の枝わかずをりつつちよを誰とかは見む

とあって、わざわざ「西四条の皇女の家」雅子内親王の家と断っている。これは、『貞信公記』承平二年(九三三)三月七日の条に、「從丑時許、(勤子内親王)女四宮焼亡」³⁵⁾とあって、雅子内親王の家に同居していたことが判る。その雅子内親王にも、師輔が言い

寄っていたことは、『九条右大臣集』の三四・三五の贈答歌、

さい宮のくだりたまふに

あふことのあらしにまよふ小ぶねゆゑとまるわれさへこがれぬるかな

おほむかへし

やそしまのうらみてかへるふねよりやこがればちちのかげぞふかまし

や、これ以下の贈答からも知られよう。その、雅子内親王との結婚は、勤子内親王薨去の翌年と推量する。高光の生年は未詳であるが、笹川博司氏は、「天慶二(九五)年頃」³⁶⁾とする。そうなれば、雅子内親王との結婚は、勤子内親王四十九日の忌明けすぐということになるうか。私は、高光の生年を、同母弟為光の從五位下叙位が天徳元年(九五)一月七日一六歳、侍從任官が天徳二年一月三〇日一七歳に合わせて、高光從五位下叙位を天曆九年(九五)十一月二日一六歳、侍從任官天曆

一〇年三月二十四日を一七歳として、天慶二年と推定した。どちらにしても、勤子内親王の薨後に近い結婚である。姉妹との結婚は、『大和物語』九四段に、

故中務の宮の北の方、うせたまひてのち、ちひさき君たちをひき具して、三条右大臣殿にすみたまひけり。御忌みなどすぐしては、つひにひとりはずぐしたまふまじかりければ、かの北の方の御おとうと九の君を、やがてえたまはむと、おぼしけるを、なにかは、さもと、親はらからもおぼしたりけるに、(以下省略)

と、当人も、妻方の親も兄弟もそうあることに理解を示していたのである。雅子内親王は、母源周子と姉勤子内親王が先立っているから、尚更のことであつたであろう。雅子内親王との恋愛が取り沙汰される敦忠が参議になるのは、師輔に遅れること四年、前表の如く、天慶二年八月二十七日であつた。「継嗣令」に則るだけでなく、臣下である藤氏が内親王との結婚に至るには、参議であることにも意味があつたと理解されるのではあるまいか。

改めて、源清蔭、師輔に見られる参議以上ということが成り立つかであるが、源清平は、『公卿補任』天慶四年条に「参議 正四位下 同清平六十五 光孝天皇御孫。一品式部卿是忠親王二男。三廿八任三木。同日兼大宰大貳(止辨)」³⁷⁾とあり、醍醐皇女普子内親王については、『本朝皇胤紹運録』に、「普子内親王 配参議源清平。後配和泉守俊連。天曆元年七月十一日无品普子内親王薨。年三十八」³⁸⁾とある。天慶四年源清平六五歳、普子内親王三二歳、清蔭と韶子内親王の年の差三四歳に近い三二歳の差婚となる。清平は京官右大弁を降りて、大宰府に大貳として赴任し、天慶八年(九五)一月一三日に任地大宰府で六九歳で卒している。その後、普子内親王は、和泉守俊連に再嫁するが、普子内親王は、天曆元年(九七)七月一日に薨じているのであるから、俊連との結婚は、天慶九年(九四)あたりであつたらうか。俊連は、『九曆』天慶九年(九四)一〇月二八日の大嘗会御禊記事に、「前但馬守従五位上藤原朝臣俊連」³⁹⁾とあり、『初任大臣大饗雜例』に、「天曆元四廿六。右大臣。師輔。五獻後給祿。使辨少納言座。右近權中將雅信朝臣。右近少將朝成朝臣。史外記座。前加賀守統茂朝臣。前但馬守俊連朝臣。件祿使初饗必不差仰云々」⁴⁰⁾とあつて、この時は散位だったのであろう。清蔭と結婚した韶子内

親王は、清陰が天曆四年(五〇)七月三日に薨じた後、惟風に嫁している。惟風は、『一代要記』に拠ると、「源清陰後配河内守橘惟風」⁽⁴¹⁾とある。橘惟風は、『符宣抄』に、任符に請印した記録「備前守従五位下橘惟風元宮内少輔」が見える。⁽⁴²⁾また、『政事要略』「損不堪佃田事」に伊勢守として従四位下橘朝臣惟風と、天曆二年(五〇)六月二二日のこととして見える。⁽⁴³⁾年齢は不明だが、公卿になった藤原元名が、延長五年(五七)に備後守になっているのが三五歳。この数字を利用して、天曆二年の年齢を試算すると、六〇歳となる。伊勢守ということで、同じく公卿となった大江朝綱は、天曆三年(五〇)六四歳となつて、ほぼ、この推定で理解できるのではないだろうか。清陰薨時に韶子内親王は三一歳で、『本朝皇胤紹運録』に、「配大納言清陰并河内守惟風等」とあつて、惟風がいつ没したかは不明であるが、韶子内親王は天元三年(九八〇)正月一八日に六三歳で薨じたのであるから、後にまた再び嫁したのであろう。

『大和物語』に登場する内親王は、恋愛は別として、律令に縛られた中での結婚に関しては、決して良いものではなかった。師輔の同母弟、師氏の結婚については、実証できる資料を見つけられない。しかし、年長上位の師輔が、清陰と同様に、参議であるということが必要要件と見られることから、同様に考えて良いのではあるまいか。推量通りであるならば、師氏が参議に任ぜられたのは、天慶七年(九四)四月九日で師氏三一歳、靖子内親王は三〇歳、その推定を否定するような資料もない。

さて、拙稿「平安貴公子、恋のホップ、ステップ、ジャンプ、そして失恋」⁽⁴⁴⁾と、『源氏物語』桐壺朝のこと——『源氏物語』の藤壺宮の立后と『大和物語』五段の藤原穩子の立后を巡って——⁽⁴⁵⁾で、時代背景を遡上させることでフィクション化し、皇妃の視点から『源氏物語』は、桐壺朝は醍醐朝を準拠とする時代小説と説いたが、皇女の結婚という視点から、『うつぼ物語』と『源氏物語』についても、確認してみよう。

『うつぼ物語』では、清原王と皇女との間に生まれた清原俊蔭は、

容貌、ありさま、すべて人に勝れたれば『われもわれも』と、娘、妹持ちたる人は、人々「婿にせむ。婿にせむ」と

呼べど、仏の、淫欲の罪重きをたててのたまひしかば、つつみてのみ過しけれど、一世の源氏の、心だましひ人に勝れたまへりけるを得て、その腹に、女子ひとり生まれせつ。かなしうすること限りなし。俊蔭、位まさりて、式部大輔にて左大弁かけつ。⁽⁴⁶⁾ (①四〇・四一頁)

と、前記した嵯峨天皇皇女源潔姫と藤原良房、宇多天皇皇女源順子と藤原忠平の事例に合う結婚となっている。又、一世の皇女源氏と結婚している右大臣橘千蔭も、

また、右大臣橘千蔭と申すおはしけり。世の中に、かたち清げに、心かしこき人の一に立てられたまふ。朝廷に仕うまつりたまふにも、身の才人にまさりたまへり。帝は時めかしたまふこと限りなし。一年に二度三度官爵賜はり、日ごとに、加階まさりつつ、年三十にて左大将かけたる右大臣になりたまへり。御妻には、一世の源氏、かたち清らなる名とりたまへるが、十四歳なるを得たまひて、住みたまふほどに、十六歳といふ年の五月五日に、玉光り輝きたる男の、いとをかしげなるを生みたまへり。名をば忠こそといふ。 (①二〇九頁)

と同様に、一世の源氏と結婚している。しかし、俊蔭娘と結婚し、仲忠の父となる藤原兼雅と嵯峨の院の皇女女三宮との結婚は、はつきりしない。だが、兼雅が右大将と呼称されていることから、中納言の頃と推定しても支障がないだろう。醍醐天皇皇女勤子内親王・雅子内親王・康子内親王との結婚事例に当てはまるものと認識される。同じことが、「沖つ白波」巻の、朱雀帝女一宮と藤原仲忠との結婚についても言えよう。

かくて、極熱の頃は、誰も誰もをさをさ内裏へも参りたまはず、籠りおはしますに、八月になりて、大将殿の御婿取りのこと近くなりて、仲忠の宰相の中將に女一の宮、源氏の中將にさまこそ君、これは宣旨にて賜ふ。⁽⁴⁷⁾ (②二八七頁)

とあって、藤原仲忠の参議の時と明示される。この「沖つ白波」で「左大臣は〈源季明〉太政大臣に、右大臣〈藤原忠雅〉は左大臣に、右大臣に左大将〈源正頼〉、大納言に左衛門督〈藤原忠俊〉、中納言に涼、仲忠、権中納言に忠澄、左大弁に師

澄、宰相に祐澄、宰相中將に行政となされぬ。(②二九三頁)」と宰相中將となつて、同卷末に、「宰相中將の御方。北の方、院の御女、源氏、年二十三。子二人。」とあつて、こちらも同様に理解される。

嵯峨の院の女一の宮(大宮)と源正頼(左大將)については、「藤原の君」に、

むかし、藤原の君と聞こゆる一世の源氏おはしましけり。童より名高くて、顔かたち、心こころ魂たましひ、身の才、人にすぐれ、学問に心入れて、遊びの道にも入りたちたまへり。ときに、見る人「なほかしこき君なり。帝となりたまひ、国しりたまはましかば、天の下豊かなりぬべき君なり」と、世界こぞりて申すときに、よろづの上達部、親王みこたち、婿にと取らむと思ほす中に、時の太政大臣の一人娘に、御かうぶりしたまふ夜、婿取りて、限りなくいたはりて、住ませたまつりたまふほどに、時の帝の御妹、女一の皇女と聞こゆる、后腹におはします、父帝、母后にのたまふ、帝「この源氏、ただ今の見る目よりも、行く先なり出でぬべき人なり。わが娘、この人に取らせてむ」とのたまひて、婿取りたまふ。(①二一九・一二〇頁)

とあつて、一世の源氏ということでの皇女降嫁で、かつ、元服時の太政大臣の娘との結婚がどれほどの年月かは不明であるが、その後、「大將かけたる正三位の大納言になむおはしましける」(①一三二頁)と左大將を兼ねた正三位大納言となるのであつて、女一の宮との結婚の時の官職は不明である。ただ、「宮の御腹に、十五歳より生みたまふ」(①一三二頁)とあるので、早い時期の結婚であつた。

『源氏物語』では、葵の母宮は、「この大臣の御おぼえいとやむごとなきに、母宮、内裏のひとつ后腹になむおしはけれ」⁽⁴⁸⁾と、桐壺帝の同腹の皇女であるがあるが、左大臣との結婚の具体的なことは語られていない。朱雀帝の女二の宮と柏木との結婚は、「まことや、衛門督は中納言になりにかかし。今の御世にはいと親しく思されて、いと時の人なり。身のおぼえまさるにつけても、思ふことのかなはぬ愁うれはしさを思ひわびて、この宮の御姉の二の宮をなむ得たてまつりてける。下臈の更衣腹におはしましければ、心やすき方まじりて思ひきこえたまへり」⁽⁴⁹⁾とあり、女三の宮に執心した時は、参議兼右衛門

督であつて、参議以上ということでは、師輔以後と同じで、柏木が女三宮との結婚を期待することも理解されよう。薫と今上の女二の宮との結婚であるが、薫は、「二月の朔日（きつひのつひたい）ごろに、直物（なほしもの）とかいふことに、権大納言になりたまひて、右大将かけたまひつ。」⁽⁵⁾とあつて、

かくて、その月の二十日あまりにぞ、藤壺の宮の御装着のことありて、またの日なん大将参りたまひける夜のことは忍びたるさまなり。天の下響きていつくしう見えつる御かしづきに、ただ人の具したてまつりたまふぞ、なほあかず心苦しく見ゆる。「さる御ゆるしはありながらも、ただ今、かく、急がせたまふまじきことぞかし」と、譏（そ）らはしげに思ひのたまふ人もありけれど、思したちぬること、すがすがしくおはします御心にて、来しかた例（たゆ）なきまで同じくはもてなさんと思しおきつるなめり。帝の御婿になる人は、昔も今も多かれど、かく、盛りの御世に、ただ人のやうに婿といそがせたまへるたぐひは少なくやありけん。右大臣も、（みぎのおとど）「めづらしかりける人の御おぼえ宿世なり。故院（こゐん）だに、朱雀院の御末にならせたまひて、今はとやつしたまひし際にこそ、かの母宮を得たてまつりたまひしか。我は、まして、人もゆるさぬものを、拾ひたりしや」とのたまひいづれば、宮は、げにと思すに、恥づかしくて御答（い）へもえしたまはず。

(⑤四七四・四七五頁)

とある。天皇の覚えがいくら愛でたくても、光源氏の子息であつても、「ただ人の具したてまつりたまふぞ、なほあかず心苦しく見ゆる。」とあつて、「譏（そ）らはしげに思ひのたまふ人も」いたというのである。夕霧も「故院（こゐん）だに、朱雀院の御末にならせたまひて、今はとやつしたまひし際にこそ、かの母宮を得たてまつりたまひしか。」と父光源氏にも勝る薫を羨ましく思い、「我は、まして、人もゆるさぬものを、拾ひたりしや」と、柏木亡き後、落ち葉の宮を勝手に引き取つたという夕霧の言葉に、皇女の結婚やその後の人生の難しさが語られるといえよう。柏木の落ち葉の宮への「下臈（したろう）の更衣腹におはしましければ、心やすき方まじりて思ひきこえたまへり」も、夕霧の「人もゆるさぬものを、拾ひたりしや」というのも、醍醐天皇の皇女普子内親王の再婚は和泉守俊連、韶子内親王の再婚は河内守惟風ということにも、皇女の結婚の難しさが理解さ

れよう。源清蔭への韶子内親王降嫁以後、内親王の降嫁には、参議以上ということがあると、源清平、藤原師輔をもって見てきたが、この参議ということをや、作り物語の『うつぼ物語』や『源氏物語』に照らしても、十分に考えられることであつた。また、以前に母后から妃の后にもどつた⁽⁵⁾、ということに加えて皇女の結婚という観点からも、『源氏物語』桐壺帝は、醍醐朝を背景に持つものと理解して良いのではないだろうか。

注

- (1) 『日本思想大系』3 岩波書店 一九七六・一二、二七二頁。
- (2) 高橋正治校注・訳『新編日本古典文学全集』12小学館一九九四・一二、三三〇頁。以下『大和物語』は全て同書による。
- (3) 拙稿『大和物語』九七段「御はて」考―一周忌か四十九日かをめぐって―『二松学舎大学人文論叢』第五六輯(平成八・三)
- (4) 『大和物語』人物考証―「太政大臣の北の方」と「菅原の君」―『倉野憲司先生古稀記念古代文学論集』昭和四九・九桜楓社、五八六頁。
- (5) 『大和物語の注釈と研究』武蔵野書院、昭和五六・二、一三七頁。
- (6) 『大和物語全釈』大学堂書店、平成五・一二、二四八頁。
- (7) 『大和物語評釈』上巻笠間注釈叢書27笠間書院、平成一一・三、三〇四頁(注:『国文学』九卷一号「亡き人のかたみの色は」昭和39・1)
- (8) 和歌の引用は、特に注を施さない限りは、すべて『新編国歌大観』に拠つた。
- (9) 『後撰和歌集』片桐洋一校注『新日本古典文学大系』6岩波書店一九九〇・四 四二六頁。
- (10) 工藤重矩校注『後撰和歌集』和泉古典叢書3(和泉書院一九九二・九 三〇五頁)。
- (11) 拙稿「師走晦日魂祭和歌について」『二松学舎大学論集』第五九号平成二八・三。
- (12) 『小右記』四『大日本古記録』史料編纂所 岩波書店一九六七・三、二〇七頁。
- (13) (4)に同じ。
- (14) (9)の三五二頁。
- (15) 『日本紀略』第三(後篇)『新訂増補国史大系』吉川弘文館、昭和五四・一、二二頁。
- (16) 山中裕他校注・訳『新編日本古典文学全集』31小学館一九九五・八 一五〇頁。
- (17) 『群書類従』第五輯、昭和五五・一、続群書類従完成会。
- (18) 『三代実録』前篇『新訂増補国史大系』吉川弘文館、昭和二七・九、二五四頁。
- (19) 『文徳実録』『新訂増補国史大系』吉川弘文館、昭和九・二一、八二頁。
- (20) 『新訂官職要解』和田英松 所功校訂 講談社学術文庫621 昭和五八・一一、一七二頁。
- (21) 『三代実録』前篇『新訂増補国史大系』吉川弘文館、昭和二七・九、二五四頁。
- (22) 『三代実録』前篇『新訂増補国史大系』吉川弘文館、昭和二七・九、五八六頁。
- (23) 『新訂官職要解』和田英松 所功校訂 講談社学術文庫621 昭和五八・一一付表一
- (24) 『日本紀略』第三(後篇)『新訂増補国史大系』吉川弘文館、昭和五四・一、一四頁。

- (25) (9)の二五八頁。
 (26) (10)の三七三頁上段。
- (27) 新訂増補国史大系『公卿補任』第一篇 吉川弘文館 平成三・一二、一七五・一七六頁。
 (28) 『史料纂集』米田雄介他校訂、続群書類従完成会、昭和四九・七、七八頁。
 (29) 新訂増補国史大系『公卿補任』第一篇 吉川弘文館 平成三・一二、一七九・一八〇頁。
 (30) 「和歌が語る婚姻史」『和歌を歴史から読む』笠間書院、二〇〇二・二〇、九六・九七頁。
 (31) 『九曆』『大日本古記録』岩波書店、昭和三三・三、九六頁。
 (32) 『九曆』『大日本古記録』岩波書店、昭和三三・三、九八・九九頁。
 (33) 『九曆』『大日本古記録』岩波書店、昭和三三・三、三八頁。
 (34) 『大日本史料』第一編之七、史料編纂所、昭和六・二、三九〇頁。
 (35) 『貞信公記』『大日本古記録』岩波書店、昭和三二・三、一五三頁。
 (36) 『和歌文学大辞典』古典ライブラリー、平成二六・一二、七四一頁。
 (37) 新訂増補国史大系『公卿補任』第一篇 吉川弘文館 平成三・一二、一八四頁。
 (38) 『群書類従』第五輯、続群書類従完成会、昭和五五・一、五八頁。
 (39) 『大日本古記録』岩波書店、昭和三三・三、一七六頁。
 (40) 『続群書類従』昭和五一・一〇、第三三集上、三二二頁。
 (41) 『改定史籍集覽』第一冊、臨川書店、平成二・一〇、一二四頁。
 (42) 新訂増補国史大系『類聚符宣抄』吉川弘文館、昭和四〇・一、二二〇頁。
 (43) 新訂増補国史大系『政事要略』中篇、吉川弘文館、昭和四九・四、四九六頁。
 (44) 『恋する人文学』翰林書房、平成二八・三。
 (45) 『二松學舎大学論集』第五七号 平成二六・三。
- (46) 中野幸一校注・訳『新編日本古典文学全集』14 小学館一九九・六。
 (47) 中野幸一校注・訳『新編日本古典文学全集』15 小学館二〇〇一・五。
 (48) 阿部秋生・秋山虔・今井源衛・鈴木日出男校注・訳『新編日本古典文学全集』20 小学館、一九九四・三①四八頁。
 (49) 阿部秋生・秋山虔・今井源衛・鈴木日出男校注・訳『新編日本古典文学全集』23 小学館、一九九六・一一④二二七頁。
 (50) 阿部秋生・秋山虔・今井源衛・鈴木日出男校注・訳『新編日本古典文学全集』24 小学館、一九九七・七⑤四七一頁。
 (51) (45)に同じ。

『大和物語』皇女婚姻考關係年表

年号	西曆	宇多	醍醐	村上	清陰	韶子	清平	普子	忠平	実頼	師輔	勤子	推定	雅子	康子	師氏	保子			
延喜 5	905	39	21		22		29		26	6										
6	6	40	22		23		30		27	7										
7	7	41	23		24		31		28	8										
8	8	42	24		25		32		29	9	1	1								
9	9	43	25		26		33		30	10	2	2								
10	910	44	26		27		34	1	31	11	3	3								
11	1	45	27		28		35	2	32	12	4	4								
12	2	46	28		29		36	3	33	13	5	5								
13	3	47	29		30		37	4	34	14	6	6								
14	4	48	30		31		38	5	35	15	7	7								
15	5	49	31		32		39	6	36	16	8	8								
16	6	50	32		33		40	7	37	17	9	9								
17	7	51	33		34		41	8	38	18	10	10								
18	8	52	34		35	1	42	9	39	19	11	11								
19	9	53	35		36	2	43	10	40	20	12	12								
20	920	54	36		37	3	44	11	41	21	13	13								
21	1	55	37		38	4	45	12	42	22	14	14								
22	922	56	38		39	5	46	13	43	23	15	15								
延長 1	923	57	39		40	6	47	14	44	24	16	16								
2	4	58	40		41	7	48	15	45	25	17	17								
3	5	59	41		42	8	49	16	46	26	18	18								
4	6	60	42	1	43	9	50	17	47	27	19	19								
5	7	61	43	2	44	10	51	18	48	28	20	20								
6	8	62	44	3	45	11	52	19	49	29	21	21								
7	9	63	45	4	46	12	53	20	50	30	22	22								
8	930	64	46	5	47	13	54	21	51	31	23	23								
承平 1	1	65		6	48	14	55	22	52	32	24	24								
2	2			7	49	15	56	23	53	33	25	25								

4/5 勤子為内親王

9/5 師輔從五位下
2/1 師輔侍從 7/15 長男伊尹生
7/15 次男兼通生
2/10 師輔昇殿

6/9 師輔右兵衛佐
1/7 師輔從五位上 三男兼家生

12/25 雅子齋宮 3/13 師輔右權中將・閏 5/11 藏入頭
3/7 勤子内親王邸焼亡 9/10 雅子入野宮 11/16 師輔正五下

年号	西暦	宇多	醍醐	村上	清隆	韶子	清平	普子	忠平	実頼	師輔	勤子	雅子	康子	師氏	保子	
承平 3	933			8	50	16	57	24	54	34	26	26	24	15	21	19	9/26 雅子伊勢群行 1/7 師輔従四位下
4	4			9	51	17	58	25	55	35	27	27	25	16	22	20	2/23 藤師輔参議勤子内親王と師輔結婚(貫之集 717)
5	5			10	52	18	59	26	56	36	28	28	26	17	23	21	3/7 雅子伊勢斎宮退下(母源周子歿による)
6	6			11	53	19	60	27	57	37	29	29	27	18	24	22	
7	7			12	54	20	61	28	58	38	30	30	28	19	25	23	
天慶 1	938			13	55	21	62	29	59	39	31	31	29	20	26	24	6/23 師輔従三位権中納言 11/5 勤子内親王歿 この頃雅子内親王と師輔結婚か
2	9			14	56	22	63	30	60	40	32		30	21	27	25	師輔雅子息八男高光生
3	940			15	57	23	64	31	61	41	33		31	22	28	26	
4	1			16	58	24	65	32	62	42	34		32	23	29	27	
5	2			17	59	25	66	33	63	43	35		33	24	30	28	
6	3			18	60	26	67	34	64	44	36		34	25	31	29	9/12 室藤原盛子歿(38±2) 師輔雅子息九男為光生
7	4			19	61	27	68	35	65	45	37		35	26	32	30	4/9 師氏参議
8	5			20	62	28	69	36	66	46	38		36	27	33	31	
9	6			21	63	29		37	67	47	39		37	28	34	32	
天曆 1	947			22	64	30		38	68	48	40		38	29	35	33	
2	8			23	65	31		39	69	49	41		39	30	36	34	
3	9			24	66	32		70	70	50	42		40	31	37	35	
4	950			25	67	33				51	43		41	32	38	36	7/3 清隆薨 10/13 靖子内親王薨
5	1			26		34				52	44		42	33	39		
6	2			27		35				53	45		43	34	40		
7	3			28		36				54	46		44	35	41		
8	4			29		37				55	47		45	36	42		
9	5			30		38				56	48		37	37	43		
10	6			31		39				57	49		38	38	44		
天徳 1	957			32		40				58	50		39	39	45		6/6 十一男公季誕生母康子内親王薨
2	8			33		41				59	51		46	46	46		※康子内親王大鏡真書 29 歳・一代要記 38 歳
3	9			34		42				60	52		47	47	47		康子内親王延喜 20 年年二歳(一代要記)
4	960			35		43				61	53		48	48	48		5/4 師輔薨
応和 1	961			36		44				62			49	49	49		

1/4 稔子崩御 8/29 雅子内親王歿 この頃康子内親王結婚か
師輔康子息十男深覚生

6/6 十一男公季誕生母康子内親王薨
※康子内親王大鏡真書 29 歳・一代要記 38 歳
康子内親王延喜 20 年年二歳(一代要記)
5/4 師輔薨